

●香川県告示第238号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都品川区西五反田8丁目2番8号

かどや製油株式会社 代表取締役社長 久米 敦司

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡土庄町甲6188

かどや製油株式会社小豆島工場

(3) 変更しようとする事項の内容

特定施設に関する事項

変更無し

汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(4) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No.1	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	40
	浮遊物質 (mg/L)	30	50
	窒素含有量 (mg/L)	15	30
	りん含有量 (mg/L)	3	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	5	10
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)		281	335

区 分		排 水 口 No.2	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	(変更前) 5.8~8.5 (変更後) 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	(変更前) 50 (変更後) 10	(変更前) 60 (変更後) 30

化学的酸素要求量	(mg/L)	(変更前) 50 (変更後) 15	(変更前) 60 (変更後) 30
浮遊物質	(mg/L)	50	60
窒素含有量	(mg/L)	(変更前) 30 (変更後) 10	(変更前) 60 (変更後) 30
りん含有量	(mg/L)	(変更前) 8 (変更後) 1	(変更前) 16 (変更後) 2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	(mg/L)	5以下	5以下
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	(変更前) 2,000 (変更後) 100	(変更前) 3,000 (変更後) 3,000
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	(変更前) 10 (変更後) 28	(変更前) 15 (変更後) 40

排水口No. 2の位置及び排出元の合併浄化槽の規模を変更する。

他に排水口が10箇所ある (雨水専用)。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和3年5月28日から同年6月18日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

土庄町住民環境課